

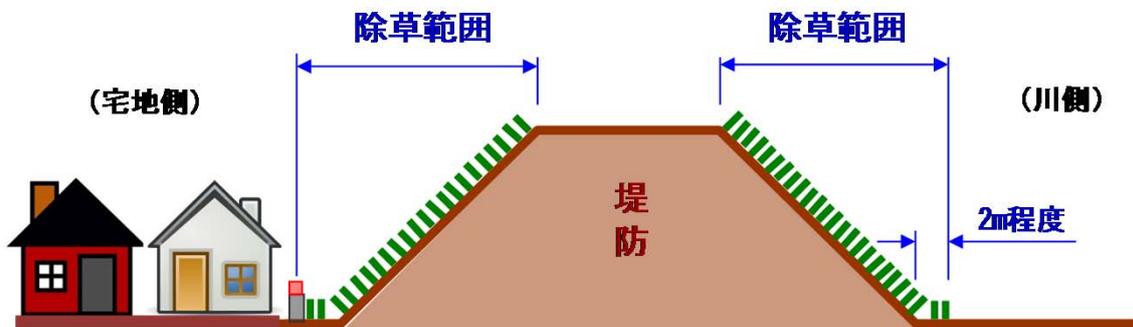
能代河川国道事務所 ニツ井出張所 発行

〒018-3103 能代市ニツ井町荷上場字中島26

TEL:0185-73-5432 FAX:0185-73-5090

米代川能代・ニツ井地区の2回目の堤防除草に着手 ～堤防の異常・変状を発見し、その保全を図るために～

9月に入り、本格的な台風期を迎えましたが、ニツ井出張所管内の能代・ニツ井地区は、2回目の堤防除草に着手しました。梅雨期前後までに終えた1回目の堤防除草から約3ヶ月が経過し、堤防の草丈も伸び堤防表面の状況（異常・変状）が見えづらくなったためです。また、除草が完了した箇所から順次、「堤防の点検」を開始します。



※基本的に、除草の範囲は、川側は法尻から2m程度まで、宅地側は官民境界までとします。

堤防除草による効果

堤防の役割は、洪水を安全に流すことにより、沿川住民の生活・資産を守ることですが、堤防を保全するための除草により、以下の効果が得られます。

- ① 堤防の異常・変状（法崩れ・浸食・モグラ穴等）を発見しやすくする。
- ② 堤防の芝草を健全に保ち、有害な植物の繁茂を抑制する。
- ③ 堤防への進入が容易となり、洪水時の水防活動をしやすくする。
- ④ 不法行為（ゴミ等の投棄・盗難・悪戯等）の防止、害虫発生・繁殖の防止、野火の防止等、生活環境や自然環境を良好に保つようにする。

堤防除草の手順

ロール状に梱包した刈草は、一般提供します。



遠隔操作による大型除草機械作業が基本



法尻に集草し、法面には残さない



専用の機械でロール状に梱包

堤防除草の予定工程

平成27年度 除草工予定表(能代地区)



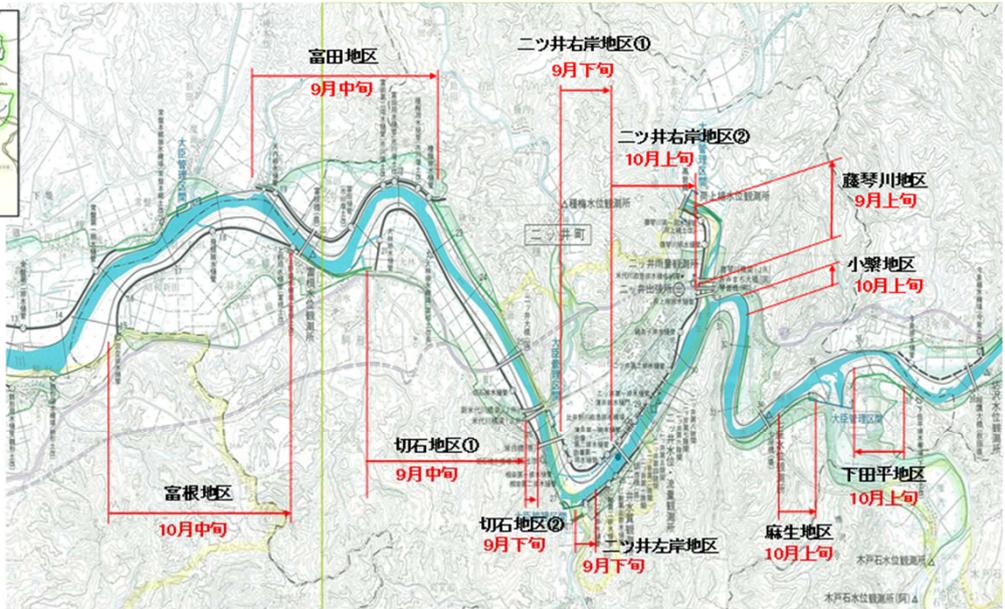
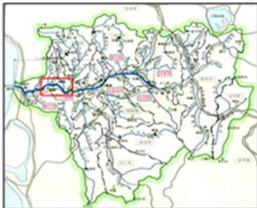
→ 除草作業の進行方向を表しています。

除草作業の予定工程表

地区	1回目除草(終了)						2回目除草					
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
中川原地区												
落合地区												
向能代地区												
鏡形地区①												
鏡形地区②												
常盤地区												
産物地区												
朴瀬地区												
吹越地区												
中島地区												

※天候等により、作業予定が前後する事があります。予めご了承願います。

平成27年度 除草工予定表(ニツ井地区)



→ 除草作業の進行方向を表しています。

★除草作業の予定工程表

地区	1回目除草(終了)						2回目除草					
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
富根地区												
富田地区												
切石地区①												
切石地区②												
ニツ井右岸地区①												
ニツ井右岸地区②												
ニツ井左岸地区												
藤琴川地区												
小礮地区												
下田平地区												
麻生地区												
小礮地区												

※天候等により、作業予定が前後する事があります。予めご了承願います。